

## 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人山口県栄養士会の、役員報酬に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 役員とは、理事及び監事を言う。

(報酬)

第3条 本会の理事は、無報酬とする。 監事の報酬額は、1人当たり理事会出席時1万円、監査時1万円を限度とする。

(報酬の額の変更)

第4条 本会の監事の報酬の年間報酬の額の変更については、総会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規定は、平成24年4月1日から適用する。